

27 西審個議第 23 号
平成 27 年 11 月 13 日

西東京市長 丸 山 浩 一 様

西東京市個人情報保護審議会
会 長 横 澤 利 昌

個人情報の外部提供について

平成 27 年 10 月 21 日付 27 西健高第 3892 号の諮問に対し、別紙のとおり答申
します。

別紙

個人情報の外部提供についての答申

平成 27 年 11 月 13 日

西東京市個人情報保護審議会

第1 諮問の概要

次に掲げる事務の流れにおける個人情報の外部提供について、審議会の了解を得たい旨の諮問が市長からあった。

- (1) 市は、施設や自宅から行方不明となった認知症高齢者（40歳以上65歳未満の者のうち、初老期における認知症と認定を受けているものを含む。以下「認知症高齢者等」という。）を早期発見、かつ安全に保護、さらには発見後の情報を周知するため、行方不明となった認知症高齢者等に係る個人情報を東京都、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県（都内及び各県内の市区町村を含む。）及び警視庁（以下これらを「近隣市区町村等」という。）並びに関係外部機関の者に提供（以下「外部提供」という。）する。
- (2) 個人情報の外部提供の対象となる行方不明となった認知症高齢者等は、下記のア又はイに該当し、かつ、ウ及びエに掲げる条件を満たす者とする。
 - ア 65歳以上高齢者のうち認知症の診断を受けている者又は本人と接触のある者2名以上が、本人の認知機能が低下傾向にあると認める者
 - イ 介護保険法第7条第3項第2号又は同条第4項第2号に掲げる者のうち初老期における認知症と認定を受けているもの
 - ウ ア又はイに該当する者のうち、親族から、東京都が提供する行方不明認知症高齢者等情報共有サイト（以下「共有サイト」という。）への情報掲載許可が得られたもの
 - エ 本人と接触のある者2名以上への聞き取りをもって、本人の意思で行方不明となっていないことについて客観性を担保された者
- (3) 外部提供の方法は、近隣市区町村等については共有サイトに掲載することにより実施し、関係外部機関（地域包括支援センター、通所介護施設、通所リハビリ施設、居宅介護支援事業者、市内病院及び市内タクシー会社）については、メール又はFAXにより実施する。

第2 個人情報の種別

外部提供をする個人情報の種別は、次のとおりである。

- (1) 氏名
- (2) 性別
- (3) 生年月日
- (4) 住所
- (5) 依頼日、発生日時
- (6) 行方不明時の場所・状況
- (7) 本人の行きそうな場所・過去、保護された場所

- (8) 特徴
- (9) 持ち物
- (10) 服装
- (11) 認知症の有無
- (12) 警察への届出の有無
- (13) 名前・住所を言えるかどうか
- (14) 親族が特に外部提供を希望する情報
- (15) 連絡先（担当者名、電話番号及びFAX番号）
- (16) 写真
- (17) 発見日時
- (18) 発見時の状況（場所、発見者及び状況・経緯）

第3 審議会の結論

審議会は、諮問のあった行方不明となった認知症高齢者等に係る個人情報の外部提供及び本人通知の例外的な取扱いについて次のとおりとする。

(1) 個人情報を外部提供することについて

行方不明となった認知症高齢者等の保護等の事務に必要な限度で、個人情報を外部提供すること（西東京市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第10条第2項第5号に該当すること。）を認める。

(2) 本人通知の例外について

個人情報の外部提供に係る本人への通知を行わないこと（条例第10条第3項の例外に該当すること。）を認める。

第4 審議会の判断理由

審議会は、行方不明となった認知症高齢者等に係る個人情報の取扱いに関して、説明を求め、審議し、次のとおり判断した。

1 個人情報の外部提供の理由について

(1) 公益上の必要性

認知症等を原因とする認知機能の低下により、自宅又は入所施設から行方不明となった高齢者については、本人の生命、身体を守るため、早期に発見し、保護することが必要となる。本人の発見が遅れることは、事故又は事件に巻き込まれる可能性を高め、本人の生命、身体に危険が及ぶ可能性が生じる。

また、認知症高齢者等が行方不明となった場合には、親族及び関係者の心身にも甚大な負担がかかることが予想されることから、本人を早期に発見、保護することは、親族及び関係者の心身を守ることに繋がる。

このような状況を踏まえ、行方不明となった認知症高齢者等に係る情報を関係機関で共有するために、市の保有する個人情報を外部提供することには、公益上の必要性が認められると判断した。

ただし、外部提供をする個人情報の範囲については、なお検討が必要であると判断することから、附帯意見において述べることとする。

(2) 個人情報の管理体制等

本件諮問に係る個人情報の管理について、実施機関から以下のとおり説明を受けた。

ア 外部提供する個人情報は、行方不明となった認知症高齢者等の親族等から提出された行方不明者捜索依頼書に記載された内容に基づき、担当職員が共有サイトに入力することにより行う。

イ 共有サイトに掲載された情報を閲覧できる者は、運営主体である東京都から事前にID・パスワードの発行を受けた近隣市区町村等に限定され、通信の暗号化を始めとした情報セキュリティ対策により、外部からの不正なアクセスの防止が図られている。

ウ 共有サイトにアクセスをするのは、高齢者支援課地域支援係の職員のみとし、認知症高齢者等の親族等から提出された行方不明者捜索依頼書は、高齢者支援課長が個人情報管理責任者として適切に管理する。

以上の説明から、審議会は、提供された個人情報の管理体制はおおむね十分に措置されることになると判断したが、なお検討を要する事項について、附帯意見において述べることとする。

2 個人情報の外部提供を本人に通知しないことについて

審議会は、個人情報の外部提供に関する本人へ通知については、行方不明となった認知症高齢者等の親族等からの依頼に基づいて外部提供を行うものであることから、行わないことは妥当であると判断した。

第5 附帯意見

本答申を出すに当たり、市に対して次の意見を申し添える。

1 外部提供する個人情報の範囲を十分に検討することについて

(1) 実施機関から、行方不明となった認知症高齢者等の住所について、番地等の詳細まで外部提供をすることを予定しているとの説明があった。

(2) 本諮問は、行方不明となった認知症高齢者等の発見に必要となる個人情報を関係機関の間で共有し、認知症高齢者等の早期発見及び保護を図ることが主たる目的であると考えられるが、この目的に照らし、認知症高齢者等の詳細な住所まで外部提供することが妥当と言えるかどうかについては、疑問が残るところである。

また、メール又はFAXによる提供を行う市内病院、タクシー会社等から提供した個人情報が流出し、犯罪等に悪用される危険性についても留意が必要である。

- (3) 本審議会としては、本諮問に係る個人情報の外部提供については、第4で述べたとおり、一定の公益上の必要性があると認めるところである。しかしながら、個人情報の外部提供に当たっては、提供する情報を、目的を達成するために必要最低限のものに限定することが原則であることから、外部提供をする個人情報の範囲については、今後、十分に検討をすることとされたい。

2 共有サイトの適正な利用について

- (1) 共有サイトへのログインのためのID・パスワードは、サイトを運営する東京都より各団体に1件が付与され、担当課においては複数の職員がID・パスワードを共有し、情報の閲覧又は入力を行うとの説明があった。
- (2) 一般に、情報システム等への不正なアクセス等が発生した場合において、いつ、誰がアクセスしたのかを特定するためには、システムを使用する各職員にID・パスワードを付与し、どのID・パスワードを用いてシステムが利用されたのかをアクセスログに記録しておく必要がある。
- (3) 共有サイトのID・パスワードについては、東京都から付与されたものを各担当職員が共有することとなるが、利用に当たっては、利用者、利用日時、利用目的等を記録するなどの方法により、サイトの利用に関する検証性を確保することとされたい。

3 不要となった紙文書の廃棄を確実に実施することについて

- (1) 共有サイト、メール又はFAXにより関係機関に提供する個人情報は、行方不明となった認知症高齢者等の親族等から提出された行方不明者捜索依頼書に記載された内容を基に作成される。この依頼書について実施機関からは、繰り返し行方不明となる認知症高齢者等も存在することから、当該高齢者等の発見後も、本人の死亡等により不要となったものを除き、原則として長期保存をする予定であるとの説明があった。
- (2) 条例第9条第2項では、実施機関は、保管等の必要がなくなった保有個人情報については、速やかに廃棄し、又は消去しなければならない、と規定している。
- (3) 認知症高齢者等に係る行方不明者捜索依頼書についても、条例の規定に則り、本人の死亡、転出その他の理由により明らかに不要となったものは、適切かつ確実な方法により廃棄することを徹底されたい。

第6 審議経過

審議会開催日	内容
平成27年10月21日	諮問及び審議
平成27年11月13日	答申

以上